

小金井市公立保育園運営協議会まとめ資料
(第VI期：2024年4月1日～2026年3月31日)

1. 協議内容

(1) 小金井市立保育園の在り方に関する方針について

2024年6月に「小金井市立保育園の在り方検討委員会」が設置され、保育の質の維持・向上に向けた協議が計10回行われた。これに伴い、幅広い中長期スパンでの課題検討は「在り方検討委員会」、短期的な課題については「運営協議会」で協議するという棲み分けを行い、必要に応じて協議を実施した。2025年6月に「小金井市保育園の在り方に関する方針（案）」が示され、5園を対象とした説明会が実施された。しかし、市側の説明が不十分であるとの保護者意見を受け、2025年8月に臨時での運営協議会を開催（運協委員以外の意見陳述者7名も参加）し、説明および協議を行った。これらを経て、保護者意見やパブリックコメントを反映した「小金井市立保育園の在り方に関する方針」が2025年8月に策定され、9月の市議会にて本方針に関する条例が可決された。

(2) 在園児ケア対応について

「小金井市立保育園の在り方に関する方針」に係る条例可決により、さくら保育園およびくりのみ保育園の廃園が確定した。これを受け、当該園の在園児および保護者に対するケア対応について議論を行った。両園では、保護者・保育園関係者・保育課による「3者懇談会」を実施し、在園児にとって最善の保育の在り方等について、要望の集約や意見交換を行った。

(3) 保育士体制について

職員体制については、職員の欠員に関する議論が行われ、特に育児休業代替任期付職員を継続的に確保できない点が大きな課題として挙げられた。職員の欠員に対して市保育課は、「採用時での現場見学の実施」や「カムバック採用（元職員の再採用）」などの取り組みを行い、体制確保に努めている。

(4) アンケートについて

2023年よりアンケートの実施がWEB化（Logoフォーム）され、実施方法は問題なく浸透した。回答率は、2024年度が65%、2025年度が58%であった。2025年度は回答率が低下したが、一般的なアンケートと比較すれば高い水準にある。回答率向上に向けては、回答期間延長よりも、「リマインド（再通知）」が有効であると考えられた。次年度は、アナウンスとして有効な「コドモン」でのリマインド通知を行い、回答率の向上に繋げる予定である。

2. 次期からの運用変更について

運営協議会の効率的な運営のため、次期より以下の通り運用を変更する。

(1) 運営協議会委員任期 変更

現行：2年 ⇒ 変更後：1年

(2) 運営協議会開催頻度 変更

現行：年6回 ⇒ 変更後：年4回

※開催月：6月、9月、12月、3月

開催曜日：土曜日

3. 次期への持ち越し・検討議題

・アンケート実施時期の変更について

※運営協議会開催頻度変更に伴い、以下スケジュール間での実施を想定

6月運営協議会：アンケートに関して最終確認

6月末～7月中旬：アンケート実施

7月中旬～8月中旬：アンケート集計

8月中旬～9月上旬：アンケート結果フィードバック、要望収集

9月運営協議会：実施レビュー、要望議論

- ・くりのみ、さくら保育園の段階的縮小における在園児ケアの取り組みについて
- ・小金井市公立保育園の4つの役割の進捗について
- ・連絡帳の電子化（コドモン）移行について
- ・保育園施設更新調査支援委託プロポーザル実施結果について
- ・現状に合わせた運営協議会の役割、意義の整理、覚書の取り直し検討について
- ・「小金井市公立保育園運営協議会まとめ資料」の作成要否について

資 料 編

開催状況

回	開催日	議 題
7 4	R6.5.18	(1) 共同委員長（第3条第1号選出委員）の選任 (2) 会議の運営に係る確認 (3) 今後の日程について (4) その他
7 5	R6.7.20	(1) 前回会議録の確認 (2) アンケートについて (3) その他
7 6	R6.9.28	(1) 前回会議録の確認 (2) アンケートについて (3) その他
7 7	R6.11.16	(1) 前回会議録の確認 (2) 小金井市立保育園の在り方検討委員会の実施状況について (3) その他
7 8	R7.1.18	(1) 前回会議録の確認 (2) 令和7年度予算と次年度スケジュールについて (3) その他
7 9	R7.3.15	(1) 前回会議録の確認 (2) 今年度の総括 (3) その他
8 0	R7.5.17	(1) 共同委員長（第3条第1号選出委員）の選任 (2) 第6期公立保育園運営協議会の運営に係る確認 (3) アンケートについて (4) その他
8 1	R7.7.19	(1) 前回議事録の確認 (2) アンケートについて (3) 小金井市立保育園の在り方に関する方針（案）について (4) その他
8 2	R7.8.16	小金井市立保育園の在り方に関する方針（案）について
8 3	R7.9.6	(1) 第81回（7/19実施分）議事録の確認 (2) アンケートについて (3) その他 (4) 小金井市立保育園の在り方に関する方針について
8 4	R7.11.29	(1) 前回議事録の確認 (2) アンケートについて (3) その他
8 5	R8.1.17	(1) 前回議事録の確認

		(2) 小金井市公立保育園運営協議会まとめ資料（第Ⅵ期）について (3) その他
86	R8.3.14	(1) 前回議事録の確認 (2) 第Ⅶ期に向けて (3) その他

資料一覧

回	資料番号	資料名称
74	294	小金井市公立保育園運営協議会（第VI期）委員名簿
	295	小金井市立保育園の在り方検討委員会概要
	296	小金井市立保育園における令和6年5月1日現在の職員体制について
	297	可能な限り早期の0、1歳児の募集再開と公立保育園の廃園撤回を求める要望書（回答）（写）
	298	廃園へ向けた取り進め停止及び0・1歳児クラス募集再開を早急に実施することについての要望書（回答）（写）
	299	早急な廃園へ向けた取り進めの停止及び0・1歳児クラス募集再開についての要望書（回答）（写）
75	300	令和6年度公立保育園の運営に関するアンケート（案）
	301	小金井市立保育園の在り方検討委員会の進め方
	302	小金井市立保育園における令和6年7月1日現在の職員体制について
76	303	令和6年度公立保育園の運営に関するアンケート調査（集計結果）
	304	小金井市公立保育園の運営に関するアンケート 経年比較（令和4年度～令和6年度）
77	—	（配布資料なし）
78	305	小金井市立保育園における令和7年1月1日現在の職員体制について
79	306	小金井市立保育園における令和7年3月1日現在の職員体制について
80	307	小金井市公立保育園運営協議会（第VI期）委員名簿
	308	市立保育園における保育士の配置状況について（令和7年5月1日現在）
	309	公立保育園の耐震化の状況について
81	310	令和7年度公立保育園の運営に関するアンケート（案）
	311	小金井市立保育園の在り方に関する方針（案）
	312	小金井市立保育園の役割と在り方について（答申）
	313	小金井市立保育園の在り方に関する方針（案）に対する意見募集
	314	市立保育園における保育士の配置状況について（令和7年7月1日現在）
82	315	小金井市の財政状況について
	316	小金井市立保育園の在り方に関する方針（案）に係る会議の議事録（抜粋）
	317	第82回 小金井市公立保育園運営協議会 小金井市立保育園の在り方に関する方針（案） 説明要望議題
83	318	令和7年度公立保育園の運営に関するアンケート調査（集計結果）
	319	小金井市立保育園の在り方に関する方針
	320	小金井市保育の在り方に関する方針（案）策定途中における定員管理の試算
	321	方針に係る今後の取組について
	322	段階的縮小に伴う保育の取組内容

	3 2 3	小金井市立保育園の在り方に関する方針に係る正規職員体制について
8 4	3 2 4	小金井市立保育園における令和7年11月1日現在の職員体制について
	3 2 5	保護者説明会等実施状況
	3 2 6	小金井市立保育園の在り方に関する方針に基づく取組状況について
	3 2 7	園数毎の費用試算について
8 5	3 2 8	くりのみ保育園保護者説明会での要望事項と市回答状況
8 6	3 2 9	小金井市公立保育園運営協議会まとめ資料（案）
	3 3 0	小金井市立保育園における令和8年3月1日現在の職員体制について

小金井市公立保育園運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 市立保育園事業運営のサービス向上に資するため、小金井市公立保育園運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 公立保育園における保育サービスの現状確認及び評価に関する事項
- (2) 保護者が求める保育事業（保育ニーズの確認等）に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の設置目的を達成するために検討が必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 小金井市公立五園連絡協議会が推薦する公立保育園在園児の保護者 10人以内
- (2) 市職員 子ども家庭部長、保育課長、保育施策調整担当課長、公立保育園各園長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は4月から翌々年3月までの2年とし、再任を妨げない。ただし、年度途中で協議会が設置された場合の任期は、翌々年度末までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 協議会の委員長は、第3条第1号の中から選出された者及び子ども家庭部長の2人をもって充てる。

2 委員長は、共同で協議会を主宰する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、委員長が共同で招集する。

2 協議会の会議の運営については、委員長の間で協議して定める。

(意見聴取)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めて意見もしくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、子ども家庭部保育課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年10月18日から施行する。

(平成30年4月に委嘱を受けた委員の任期の特例)

2 平成30年4月に委嘱を受けた委員の任期に対する第4条第1項の規定の適用については、同項中

「翌々年3月までの2年」とあるのは、「翌々年6月までの2年3か月」とする。

付 則（平成25年12月11日）

この要綱は、平成25年12月11日から施行する。

付 則（平成27年4月21日要綱第48号）

この要綱は、平成27年4月21日から施行する。

付 則（平成28年4月8日要綱第67号）

この要綱は、平成28年4月8日から施行する。

付 則（令和2年6月9日要綱第104号）

この要綱は、令和2年6月9日から施行し、この要綱による改正後の付則第2項の規定は、令和2年3月31日から適用する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

小金井市公立保育園運営協議会委員名簿（第VI期）

委員氏名	所属	委員長	在任期間	選出区分	備考
齋田 憲	くりのみ保育園	共同委員長	R6.4.1～R7. 4.30	第3条第1号	委員の交代
芹江 雅貴	くりのみ保育園		R7.5.1～R8. 3.31	第3条第1号	
橋本 博人	くりのみ保育園		R6.4.1～R8. 3.31	第3条第1号	
石塚 保章	わかたけ保育園		R6.4.1～R7. 4.30	第3条第1号	委員の交代
廣瀬 久美子	わかたけ保育園		R7.5.1～R8. 3.31	第3条第1号	
佐田山 彩紀	わかたけ保育園		R6.4.1～R8. 3.31	第3条第1号	
荒木 理恵	小金井保育園		R6.4.1～R7. 4.30	第3条第1号	委員の交代
山内 花凜	小金井保育園		R7.5.1～R8. 3.31	第3条第1号	
平山 剛大	小金井保育園		R6.4.1～R7. 4.30	第3条第1号	委員の交代
岩黒 健吾	小金井保育園		R7.5.1～R8. 3.31	第3条第1号	
赤川 聡子	さくら保育園		R6.4.1～R7. 4.30	第3条第1号	委員の交代
上田 沙耶香	さくら保育園		R7.5.1～R8. 3.31	第3条第1号	
大川 善弘	さくら保育園		R6.4.1～R7. 4.30	第3条第1号	委員の交代
守部 桃子	さくら保育園		R7.5.1～R8. 3.31	第3条第1号	
和田 尚子	けやき保育園		R6.4.1～R7. 4.30	第3条第1号	委員の交代
内山 雄介	けやき保育園		R7.5.1～R8. 3.31	第3条第1号	
坂井 菜央子	けやき保育園		R6.4.1～R7. 4.30	第3条第1号	委員の交代
市岡 幸大	けやき保育園	共同委員長	R7.5.1～R8. 3.31	第3条第1号	
堤 直規	子ども家庭部長	共同委員長	R6.4.1～R8. 3.31	第3条第2号	
中島 良浩	保育課長		R6.4.1～R7. 3.31	第3条第2号	委員の交代
黒澤 佳枝	保育課長		R7.4.1～R8. 3.31	第3条第2号	
吉田 亮二	保育施策調整担当課長		R6.4.1～R6.12. 8	第3条第2号	委員の交代
堤 直規	保育施策調整担当課長 事務取扱		R6.12.9～R6. 3.31	第3条第2号	
中島 良浩	保育施策調整担当課長		R7.4.1～R8. 3.31	第3条第2号	
前島 美和	くりのみ保育園長		R6.4.1～R7. 3.31	第3条第2号	委員の交代
小林 亜古	くりのみ保育園長		R7.4.1～R8. 3.31	第3条第2号	
杉山 久子	わかたけ保育園長		R6.4.1～R8. 3.31	第3条第2号	
小方 久美	小金井保育園長		R6.4.1～R8. 3.31	第3条第2号	
柴田 桂子	さくら保育園長		R6.4.1～R8. 3.31	第3条第2号	
池田 由美子	けやき保育園長		R6.4.1～R8. 3.31	第3条第2号	

(敬称略)